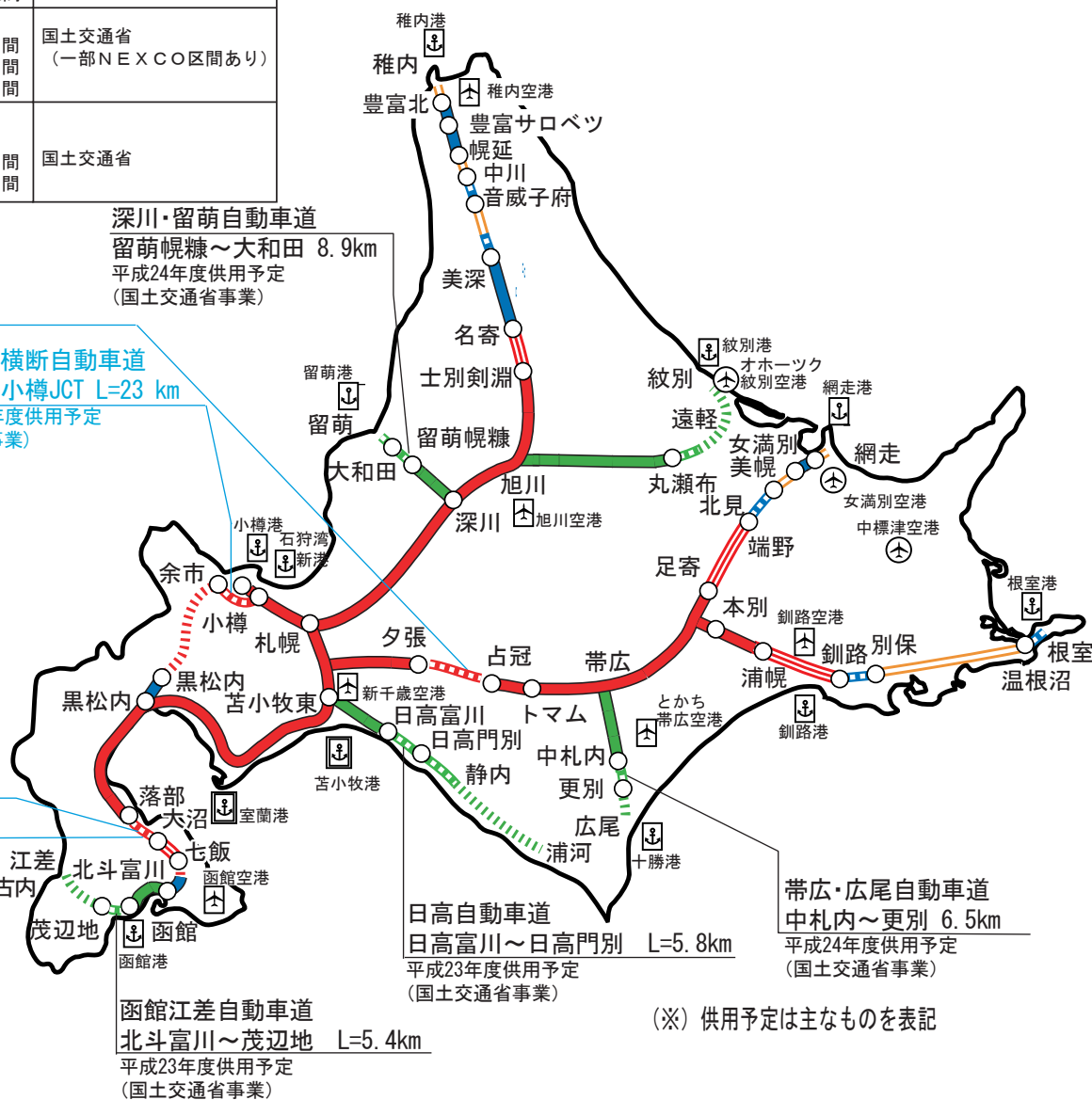


高規格幹線道路の状況

高規格幹線道路は、高速自動車国道と一般国道自動車専用道路により構成。

| 凡例 | 施行主体 |
|---|-------------------------------------|
| 高速自動車国道 供用区間 整備計画区間 うち新直轄区間 基本計画区間 予定路線区間 | NEXCO 又は 国土交通省 (新直轄区間H15~) |
| 一般国道自動車専用道路 供用区間 事業区間 計画区間 | 国土交通省 (一部NEXCO区間あり) |
| 高速自動車国道に並行する 一般国道自動車専用道路 供用区間 事業区間 | 国土交通省 |



北海道横断自動車道
夕張～占冠 L=34 km
平成23年度供用予定
(NEXCO事業)

北海道横断自動車道
余市～小樽JCT L=23 km
平成30年度供用予定
(NEXCO事業)

| 凡例 | |
|----|--------|
| 空港 | 国管理 |
| | 特定地方管理 |
| 港湾 | 地方管理 |
| | 特定重要 |
| | 重要 |
| | 地方 |

北海道縦貫自動車道
落部～森 20km
平成23年度供用予定
(NEXCO事業)

北海道縦貫自動車道
森～大沼 9km
平成24年度供用予定
(NEXCO事業)

帯広・広尾自動車道
中札内～更別 6.5km
平成24年度供用予定
(国土交通省事業)

(※) 供用予定は主なものを表記

高規格幹線道路

| | 総延長 (km) | 整備計画 延長(km) | 22年度末予定 | |
|-------------|-----------------------------|----------------|----------|--------|
| | | | 供用延長(km) | 進捗率(%) |
| 全 国 | 高規格幹線道路 | 約14,000 | 9,841 | 70 |
| | 高速自動車国道 | 11,520 | 7,877 | 68 |
| | 一般国道自動車専用道路 (本州四国連絡道路含む) | 約2,480 | 1,207 | 48 |
| 北 海 道 | 高規格幹線道路 | 1,825 | 910 | 49 |
| | 高速自動車国道 | 1,375 | 632 | 46 |
| | 一般国道自動車専用道路 | 450 | 205 | 46 |

(注) 1. 高速自動車国道の()内は、高速自動車道に並行する一般国道自動車専用道路である。(外書きであり、高規格幹線道路の総計に含まれている。)
 2. 一般国道の自動車専用道路の供用延長には、一般国道のバイパス等を活用する区間が含まれる。
 3. 総延長は、高速自動車国道においては、国土開発幹線自動車建設法第3条及び高速自動車国道法第3条、本州四国連絡道路及び一般国道においては、国土交通大臣の指定に基づく延長を示す。
 4. 四捨五入の関係で、各計数の和と合計が一致しないところがある。

高速自動車国道に関する近年の動き

〈平成 14 年〉

12 月 「道路関係四公団民営化」に関する政府・与党申し合わせ

〈平成 15 年〉

4 月 「高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が成立
(新直轄方式による高速自動車国道整備を導入)

12 月 第 5 回道路関係四公団民営化に関する政府・与党協議会
(民営化の基本的枠組みを決定)

- ・道路の建設・管理・料金徴収等を行う会社と、資産・債務の保有と債務返済を行う機構を設立
- ・道路公団は 3 社に分割(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株))
- ・債務を民営化後 45 年以内に返済
- ・5 区間 143km を抜本の見直し区間に設定 (うち北海道 2 区間 103km)
 - 縦貫道 士別～名寄 24km
 - 横断道 足寄～北見 79km

12 月 第 1 回 国土開発幹線自動車道建設会議

- ・27 区間 699km を新直轄方式に移行 (うち北海道 3 区間 168km)
 - 縦貫道 士別～名寄 24km
 - 横断道 足寄～北見 79km
 - 本別～釧路 65km

【高速道路(株)による整備に加え、国土交通省による整備方式を導入】

〈平成 16 年〉

6 月 道路関係四公団民営化関係 4 法成立

〈平成 17 年〉

10 月 1 日 高速道路株式会社 (6 社) と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設立

〈平成 18 年〉

2 月 第 2 回 国土開発幹線自動車道建設会議

- ・7 区間 123km を新直轄方式に追加で移行 (うち北海道 1 区間 10km)
 - 縦貫道 七飯～大沼 10km
- ・抜本見直し区間のうち、2 区間 40km(いずれも北海道 縦貫道 士別～士別市多寄町 12km 、横断道 陸別町小利別～北見 28km)を緊急に整備すべき区間に設定

〈平成 20 年〉

- 5 月 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案が公布
- ・ 利便増進事業の創設（スマート I C の整備、料金の引き下げ）

〈平成 22 年〉

- 3 月 高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案が国会提出

1. 高速自動車国道の整備過程の透明性の向上
 - ・ 国会によるチェック（事業評価の結果等の公表を義務付け）
 - ・ 第 3 者機関によるチェック（社会資本整備審議会）*
 - ・ 地方公共団体によるチェック（整備備計画作成前に、知事の意見聴取）
2. 高速道路利便増進事業の拡充等
 - ・ 料金の引き下げ、スマート I C の整備（従来）
 - ・ I C（スマート I C 以外）、J C T の整備、車線の増設、既存の高速道路間を連絡する高速道路の新設・改築（追加）

（H22.12 月廃案）

* これまでの審議体制

- ・ 国土開発幹線自動車道建設審議会（S32～H12）
- ・ 国土開発幹線自動車道建設会議（H13～）

【事業評価の目的】

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る

【事業評価の位置付け】

政策評価法（平成14年4月1日施行）における政策評価制度の一環

全ての公共事業について各事業毎の事業評価マニュアル等に基づき事業評価を実施（維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く）

- 新規事業採択時評価（平成10年度～）
- 再評価（平成10年度～）
- 事後評価（平成15年度～）

【評価結果の積極的な公表】

- ・平成12年度より評価結果はインターネット等で公表
- ・平成16年度より各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表
- ・平成20年3月より再評価を行う際の視点（投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）を記載し公表内容を充実

<事業評価の新たな取り組み>

○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の新規事業採択時評価及び再評価について、地方負担の負担者である 都道府県・政令市等からの意見を聴く。
【(新規事業採択時評価)H21.12.24実施要領改定】
【(再評価)H22.4.1実施要領改定】

○第三者による事前審査の充実

直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。事業評価監視委員会等の資料を検証可能なものに改善する。
【H21.12.24実施要領改定】

○国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。
【H21.12.24実施要領改定】

○再評価実施時期の短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。【H22.4.1実施要領改定】

| | 従 前 | 改 定(H22.4.1) |
|--------|----------------------------------|--|
| 公共事業 | <直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎 | <直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎 |
| その他施設費 | 3年未着工・7年継続・3年毎 | 3年未着工・5年継続・3年毎 |

政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)

公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう 評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入

1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを実施する。

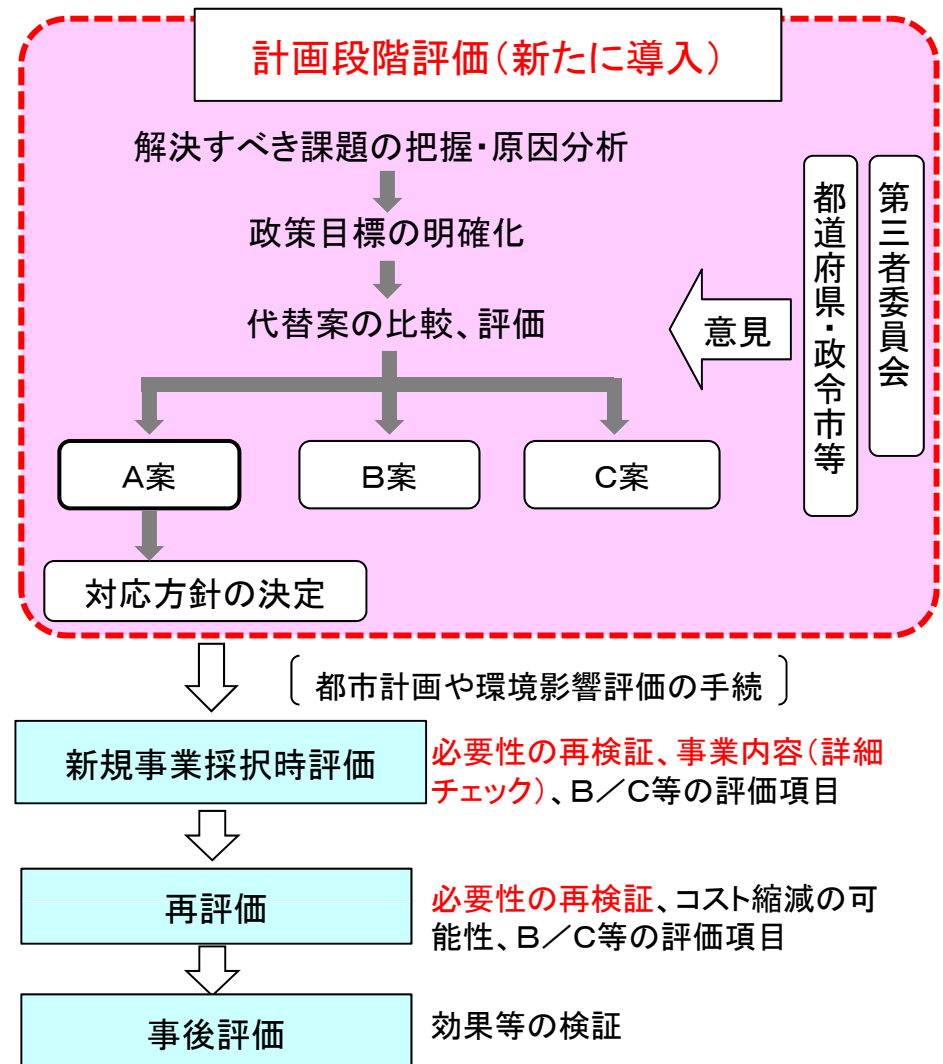
①事業の必要性や内容が検証可能となるよう 評価の手法を改善

- 事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
- 政策目標の明確化
- 政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

②計画段階の事業評価を導入

- 代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施

【政策目標評価型事業評価の一般的な流れ】



政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)

2. 計画段階評価の基本的枠組み

○評価の対象

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

○評価の時期

右表に掲げる時期を原則とする

○都道府県・政令市及び第三者意見聴取

事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く

※ 河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

3. 試行等について

○平成22年度においては、一部の直轄事業について計画段階評価を試行

※経過措置

平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は、計画段階評価を併せて実施 等

計画段階評価の対象事業、実施時期

| 所管部局 | 計画段階評価の対象とする事業 | 計画段階評価の実施時期 |
|------------|----------------|--|
| 河川局 | 河川事業 | 新規事業採択時評価の前年度まで |
| | ダム事業 | |
| | 砂防事業 | |
| | 地すべり対策事業 | |
| 河川局 港湾局 | 海岸事業 | |
| 道路局 | 新設・改築事業 | 都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階 上記手続き対象外の場合は、新規事業採択時評価の前年度まで |
| 港湾局 | 港湾整備事業 | |
| 航空局 | 空港整備事業 | 新規事業採択時評価の前年度まで |
| 都市・地域整備局 | 都市公園事業 | |

社会資本整備審議会道路分科会 北海道地方小委員会について

1. 設置

「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」
(平成22年8月3日道路分科会決定)に基づき設置。

2. 目的

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として設置。

3. 主な議題等

- ①計画段階評価
- ②新規事業採択時評価
- ③地方における道路事業の効率的な実施について意見聴取。